

【各種貸金庫規定等 新旧対照表】

■全自動貸金庫規定

改定後	改定前
1. 格納品の範囲 (1)～(2) (略) <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u>	1. 格納品の範囲 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u>
2. 利用目的の確認 <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>申出をいただけない場合、当行はこの貸金庫の使用申込および開閉をおことわりすることができるものとします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u>	<u>(新設)</u>
<u>3. 重量制限 (略)</u>	<u>2. 重量制限 (略)</u>
<u>4. 契約期間等 (略)</u>	<u>3. 契約期間等 (略)</u>
<u>5. 使用料</u> (1) 貸金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から<u>当座預金、普通預金、総合口座にかか</u>る各種通帳および同払戻請求書の提出によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2)～(3) (略)	<u>4. 使用料</u> (1) 貸金庫の使用料は当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2)～(3) (略)
<u>6. 鍵・カードの保管</u> (1)～(3) (略) <u>(4) 借主は、正鍵を複製することはできません。</u>	<u>5. 鍵・カードの保管</u> (1)～(3) (略) <u>(新設)</u>

改定後	改定前
<u>7. 貸金庫の開閉等</u> (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が貸金庫室に入室し、貸金庫を貸金庫室に搬出のうえ、正鍵を使用して行<u>うこと</u>とし、借主または届出た代理人以外には貸金庫の開閉は行えないものとします。 (2)～(5) (略)	<u>6. 貸金庫の開閉等</u> (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が貸金庫室に入室し、貸金庫を貸金庫室に搬出のうえ、正鍵を使用して行<u>って</u>ください。 (2)～(5) (略)
<u>8. 届出事項の変更等</u> (略)	<u>7. 届出事項の変更等</u> (略)
<u>9. 成年後見人等の届出</u> (略)	<u>8. 成年後見人等の届出</u> (略)
<u>10. 印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い</u> (略)	<u>9. 印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い</u> (略)
<u>11. 貸金庫故障時の取扱い</u> (略)	<u>10. 貸金庫故障時の取扱い</u> (略)
<u>12. 指静脈認証、暗証照合、印鑑照合等</u> (略)	<u>11. 指静脈認証、暗証照合、印鑑照合等</u> (略)
<u>13. 損害の負担等</u> (略)	<u>12. 損害の負担等</u> (略)
<u>14. 解約等</u> (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第<u>10</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第<u>4</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑤ (略) ⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> ⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> ⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u>	<u>13. 解約等</u> (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第<u>9</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第<u>3</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑤ (略) <u>(新設)</u>

改定後	改定前
⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用されまたはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u> (3) この貸金庫は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①～② (略) ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A～C (略) <u>D 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>E 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>F 風説を流布し、偽計を用い風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> <u>G その他前各号に準ずる行為</u> (4) <u>第2項または第3項の明渡しが遅延したとき</u>は、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第5条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日^に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) ～ (6) (略)	(新設) (3) この貸金庫は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①～② (略) ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A～C (略) (新設) <u>D その他前各号に準ずる行為</u> (4) <u>前3項の明渡しが遅延したとき</u>は、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日^に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) ～ (6) (略)

改定後	改定前
<u>1 5</u> . 貸金庫の修繕、移転等 （略）	<u>1 4</u> . 貸金庫の修繕、移転等 （略）
<u>1 6</u> . 緊急措置 （略）	<u>1 5</u> . 緊急措置 （略）
<u>1 7</u> . 譲渡、転貸等の禁止 （略）	<u>1 6</u> . 譲渡、転貸等の禁止 （略）
<u>1 8</u> . 規定の変更 （略）	<u>1 7</u> . 規定の変更 （略）

■自動貸金庫規定

改定後	改定前
1. 格納品の範囲 (1)～(2) (略) <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u>	1. 格納品の範囲 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u>
2. 利用目的の確認 <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>申出をいただけない場合、当行はこの貸金庫の使用申込および開閉をおことわりすることができるものとします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u>	<u>(新設)</u>
<u>3. 契約期間等 (略)</u>	<u>2. 契約期間等 (略)</u>
<u>4. 使用料</u> (1) 貸金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から<u>当座預金、普通預金、総合口座にかかる各種通帳および同払戻請求書の提出</u>によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2)～(3) (略)	<u>3. 使用料</u> (1) 貸金庫の使用料は当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、<u>同払戻請求書または小切手</u>によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2)～(3) (略)
<u>5. 鍵、カードの保管</u> (1)～(2) (略) <u>(3) 借主は、正鍵を複製することはできません。</u>	<u>4. 鍵、カードの保管</u> (1)～(2) (略) <u>(新設)</u>

改定後	改定前
<u>6. 貸金庫の開閉等</u> (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行う<u>こととし、借主または届出た代理人以外には貸金庫の開閉は行えないもの</u>とします。 (2)～(4) (略)	<u>5. 貸金庫の開閉等</u> (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行<u>ってください</u>。 (2)～(4) (略)
<u>7. 届出事項の変更等</u> (略)	<u>6. 届出事項の変更等</u> (略)
<u>8. 成年後見人等の届出</u> (略)	<u>7. 成年後見人等の届出</u> (略)
<u>9. 印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い</u> (略)	<u>8. 印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い</u> (略)
<u>10. 貸金庫故障時の取扱い</u> 停電、故障等のためカードによる貸金庫の開閉ができないときは、当行所定の貸金庫開閉票に氏名を記入のうえカードとともに窓口に提出してください。	<u>9. 貸金庫故障時の取扱い</u> 停電、故障等のためカードによる貸金庫の開閉ができないときは、当行所定の貸金庫開閉票に氏名、<u>届出の暗証</u>を記入のうえカードとともに窓口に提出してください。
<u>11. 暗証照合、印鑑照合等</u> (略)	<u>10. 暗証照合、印鑑照合等</u> (略)
<u>12. 損害の負担等</u> (略)	<u>11. 損害の負担等</u> (略)
<u>13. 解約等</u> (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第<u>9</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第<u>3</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑤ (略) ⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> ⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u>	<u>12. 解約等</u> (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第<u>8</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第<u>2</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑤ (略) <u>(新設)</u>

改定後	改定前
⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> ⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用されまたはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u> (3) この貸金庫は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①～② (略) ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A～C (略) <u>D 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>E 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>F 風説を流布し、偽計を用い風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> <u>G その他前各号に準ずる行為</u>	<u>(新設)</u> (3) この貸金庫は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①～② (略) ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A～C (略) <u>(新設)</u> <u>D その他前各号に準ずる行為</u>

改定後	改定前
(4) <u>第2項</u>または<u>第3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条</u>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日<u>第4条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) ～ (6) (略)	(4) <u>前3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第3条</u>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日<u>第3条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) ～ (6) (略)
<u>14</u> . 貸金庫の修繕、移転等 (略)	<u>13</u> . 貸金庫の修繕、移転等 (略)
<u>15</u> . 緊急措置 (略)	<u>14</u> . 緊急措置 (略)
<u>16</u> . 譲渡、転貸等の禁止 (略)	<u>15</u> . 譲渡、転貸等の禁止 (略)
<u>17</u> . 規定の変更 (略)	<u>16</u> . 規定の変更 (略)

■貸金庫規定

改定後	改定前
1. 格納品の範囲 (1)～(2) (略) <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u>	1. 格納品の範囲 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u>
2. 利用目的の確認 <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>申出をいただけない場合、当行はこの貸金庫の使用申込および開閉をおことわりすることができるものとします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u>	<u>(新設)</u>
<u>3. 契約期間等 (略)</u>	<u>2. 契約期間等 (略)</u>
<u>4. 使用料</u> (1) 貸金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から<u>当座預金、普通預金、総合口座にかかる各種通帳および同払戻請求書の提出</u>によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2)～(3) (略)	<u>3. 使用料</u> (1) 貸金庫の使用料は当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、<u>同払戻請求書または小切手</u>によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2)～(3) (略)

改定後	改定前
<u>5. 鍵の保管</u> (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。 (2) <u>借主は、正鍵を複製することはできません。</u>	<u>4. 鍵の保管</u> 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。 <u>(新設)</u>
<u>6. 貸金庫の開閉等</u> (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行うこととし、<u>借主または届出た代理人以外には貸金庫の開閉は行えないものとします。</u> (2)～(3) (略)	<u>5. 貸金庫の開閉等</u> (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して<u>行ってください。</u> (2)～(3) (略)
<u>7. 届出事項の変更等</u> (略)	<u>6. 届出事項の変更等</u> (略)
<u>8. 成年後見人等の届出</u> (略)	<u>7. 成年後見人等の届出</u> (略)
<u>9. 印章、鍵の喪失時等の取扱い</u> (略)	<u>8. 印章、鍵の喪失時等の取扱い</u> (略)
<u>10. 印鑑照合等</u> (略)	<u>9. 印鑑照合等</u> (略)
<u>11. 損害の負担等</u> (略)	<u>10. 損害の負担等</u> (略)
<u>12. 解約等</u> (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第<u>9</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑤ (略) ⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> ⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u>	<u>11. 解約等</u> (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第<u>8</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第<u>2</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑤ (略) <u>(新設)</u>

改定後	改定前
⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> ⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用されまたはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u> (3) この貸金庫は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①～② (略) ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A～C (略) <u>D 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>E 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>F 風説を流布し、偽計を用い風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> <u>G その他前各号に準ずる行為</u>	<u>(新設)</u> (3) この貸金庫は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①～② (略) ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A～C (略) <u>(新設)</u> <u>D その他前各号に準ずる行為</u>

改定後	改定前
(4) <u>第2項</u>または<u>第3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条</u>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日<u>第4条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) ～ (6) (略)	(4) <u>前3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第3条</u>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日<u>第3条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) ～ (6) (略)
<u>1 3.</u> 貸金庫の修繕、移転等 (略)	<u>1 2.</u> 貸金庫の修繕、移転等 (略)
<u>1 4.</u> 緊急措置 (略)	<u>1 3.</u> 緊急措置 (略)
<u>1 5.</u> 譲渡、転貸等の禁止 (略)	<u>1 4.</u> 譲渡、転貸等の禁止 (略)
<u>1 6.</u> 規定の変更 (略)	<u>1 5.</u> 規定の変更 (略)

■貸保護函規定

改定後	改定前
1. 貸保護函の使用 (略)	1. 貸保護函の使用 (略)
2. 保管物の範囲 (1)～(2) (略) (3) <u>貸保護函には、次に掲げるものを格納することができません。</u> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸保護函の通常の用法による保管に適さないもの</u>	2. 保管物の範囲 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u>
3. <u>利用目的の確認</u> (1) <u>貸保護函の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>申出をいただけない場合、当行はこの貸保護函の使用申込および開閉をおことわりすることができるとします。</u> (2) <u>貸保護函が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、開閉時にカメラ撮影や行員立会い等の適切な方法で貸保護函の利用状況を確認させていただきます。</u>	<u>(新設)</u>
4. 契約期間等 (略)	3. 契約期間等 (略)
5. 使用料 (1) 貸保護函の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から <u>当座預金、普通預金、総合口座にかかる各種通帳および同払戻請求書の提出</u> によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2)～(3) (略)	4. 使用料 (1) 貸保護函の使用料は当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から <u>普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手</u> によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2)～(3) (略)

改定後	改定前
<u>6. 鍵の保管</u> (1) 貸保護函に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。 (2) <u>借主は、正鍵を複製することはできません。</u>	<u>5. 鍵の保管</u> 貸保護函に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。 <u>(新設)</u>
<u>7. 貸保護函の受渡し等</u> (1) 貸保護函の受渡しを請求するときは、借主または借主があらかじめ届出た代理人が当行所定の開函票に届出の印章により記名押印して提出することとし、<u>借主または届出た代理人以外には貸保護函の開閉は行えないものとします。</u> (2)～(4) (略)	<u>6. 貸保護函の受渡し等</u> (1) 貸保護函の受渡しを請求するときは、借主または借主があらかじめ届出た代理人が当行所定の開函票に届出の印章により記名押印して提出してください。 (2)～(4) (略)
<u>8. 届出事項の変更等</u> (略)	<u>7. 届出事項の変更等</u> (略)
<u>9. 成年後見人等の届出</u> (略)	<u>8. 成年後見人等の届出</u> (略)
<u>10. 印章、鍵の喪失時等の取扱い</u> (略)	<u>9. 印章、鍵の喪失時等の取扱い</u> (略)
<u>11. 貸保護函等の変更</u> (略)	<u>10. 貸保護函等の変更</u> (略)
<u>12. 印鑑照合等</u> (略)	<u>11. 印鑑照合等</u> (略)
<u>13. 損害の負担等</u> (略)	<u>12. 損害の負担等</u> (略)
<u>14. 解約等</u> (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸保護函および正鍵を直ちに返却してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第<u>10</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。第<u>4</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑤ (略) ⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> ⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u>	<u>13. 解約等</u> (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸保護函および正鍵を直ちに返却してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第<u>9</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。第<u>3</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑤ (略) <u>(新設)</u>

改定後	改定前
⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> ⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用されまたはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u> (3) この貸保護函は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸保護函の使用申込をおことわりするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸保護函の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸保護函および正鍵を返却してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①～② (略) ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A～C (略) <u>D 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>E 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>F 風説を流布し、偽計を用い風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> <u>G その他前各号に準ずる行為</u>	<u>(新設)</u> (3) この貸保護函は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸保護函の使用申込をおことわりするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸保護函の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸保護函および正鍵を返却してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①～② (略) ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A～C (略) <u>(新設)</u> <u>D その他前各号に準ずる行為</u>

改定後	改定前
(4) <u>第2項</u>または<u>第3項</u>による貸保護函の返却、正鍵の返却等の手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第5条</u>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に<u>第5条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) ～ (6) (略)	(4) <u>前3項</u>による貸保護函の返却、正鍵の返却等の手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条</u>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に<u>第4条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) ～ (6) (略)
<u>15.</u> 保管物の一時引き取り等 (略)	<u>14.</u> 保管物の一時引き取り等 (略)
<u>16.</u> 緊急措置 (略)	<u>15.</u> 緊急措置 (略)
<u>17.</u> 譲渡、質入れ等の禁止 (略)	<u>16.</u> 譲渡、質入れ等の禁止 (略)
<u>18.</u> 規定の変更 (略)	<u>17.</u> 規定の変更 (略)